

参 考 资 料

目次

税制改革の方向性

各国の炭素税比較.....	1
日本及び諸外国の実効炭素価格.....	2
人口一人当たり税収額指数（令和2年度決算額）.....	3
減資企業の増加.....	4
持株会社化の事例（イメージ）.....	5
新たな国際課税ルールについて.....	6
地方法人課税の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移.....	7

各国の炭素税比較

- 炭素税の税収は一般財源に繰り入れられ、多くの国において法人税・所得税の減税等に活用されている。
- 多くの国において、産業に対し細やかな減免措置を講じることにより、負担軽減が図られている。

国名	導入年	税率	税収規模	財源	税収使途	減免措置
		円/tCO2	億円[年]			
日本 (温対税)	2012	289	2,340 [2020年]	特別会計	・省エネ対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料クリーン化等のエネルギー起源CO2排出抑制等に活用	・輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等は免税
フィンランド (炭素税)	1990	9,625 (77EUR 輸送用燃料)	1,824 [2020年]	一般会計	・税制改革時に所得税の引下げ及び企業の雇用に係る費用の軽減に活用	・石油精製プロセス、原料使用、航空機・船舶輸送、発電用に使用される燃料は免税。CHPは減税、バイオ燃料は減税、エネルギー集約型産業に対し還付措置
スウェーデン (CO2税)	1991	14,400 (1,200SEK)	2,446 [2020年]	一般会計	・炭素税導入時に労働税の負担軽減を実施 ・2001～2004年の標準税率引上げ時には、低所得者層の所得税率引下げ等に活用	・EU-ETS対象企業、発電用燃料及び原料使用は免税、CHP等は免税 ・EU-ETS対象外の企業に軽減税率が適用されたが、2018年に本則税率に一本化
ノルウェー (CO2税)	1991	9,228 (769NOK ガソリン)	1,652 [2020年]	一般会計 (一部基金化)	・石油採掘事業者からの税収は年金基金に繰り入れ	・大陸棚での石油採掘企業を除くEU-ETS対象企業、国際航空機・国際船舶の燃料、還元・電解質製造等原料使用、漁業用燃料、温室用軽油、バイオディーゼル、輸送用燃料、外交官が使用する燃料は免税
デンマーク (CO2税)	1992	3,046 (179.2DKK)	565 [2020年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・EU-ETS対象企業及びバイオ燃料は免税
スイス (CO2税)	2008	13,800 (120CHF)	1,526 [2020年]	一般会計 (一部基金化)	・税収1/3程度は建築物改装基金、一部技術革新ファンド、残り2/3程度は国民・企業へ還流	・国内ETS参加企業は免税 ・政府との排出削減協定達成企業は減税 ・輸送用ガソリン・軽油は課税対象外
アイルランド (炭素税)	2010	5,125 (41EUR、ガソリン・軽油)	629 [2020年]	一般会計	・赤字補填に活用 ・2020年以降の税率引上げによる増収分は、公正な移行支援等に充当予定	・ETS対象産業、発電用燃料、農業用軽油、CHP(産業・業務)等は免税
英国 (カーボンプライスフロア)	2013	2,556 (18GBP)	873 [2020年]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・発電容量2MW以下は免税。発電容量2MW以下のCHP、待機発電設備、北アイルランドの発電設備は対象外
フランス (炭素税)	2014	5,575 (44.6EUR)	8,250 [2020年推計値]	一般会計	・一般会計から、交通インフラ資金調達に充当	・EU-ETS企業は2013年の税率を適用(免税) エネルギー集約型産業は2014年の税率を適用(減税) ・CHP、発電用燃料、冶金・鉱物製造・還元、特定の非鉱物製造工程に使用される燃料は免税
ポルトガル (炭素税)	2015	2,990 (23.921EUR)	119 [2015年推計値]	一般会計	・政府の財政需要に応じて支出	・農業・漁業等は減税 ・EU-ETS対象企業は免税
カナダBC州 (炭素税)	2008	3,735 (45CAD)	1,397 [2020年]	一般会計	・所得税の減税等に活用	・州外に販売・輸出される燃料、越境輸送に使用される燃料、電解、燃料製造に使用される燃料等は免税

- 注1 環境省資料等より作成。
 2 税率は2022年1月時点。税収は取得可能な直近の値。
 3 為替レート：1CAD=約83円、1EUR=約125円、1GBP=約142円、1CHF=約115円、1SEK=約12円、1NOK=約12円、1DKK=約17円。(2020～2021年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

日本及び諸外国の実効炭素価格

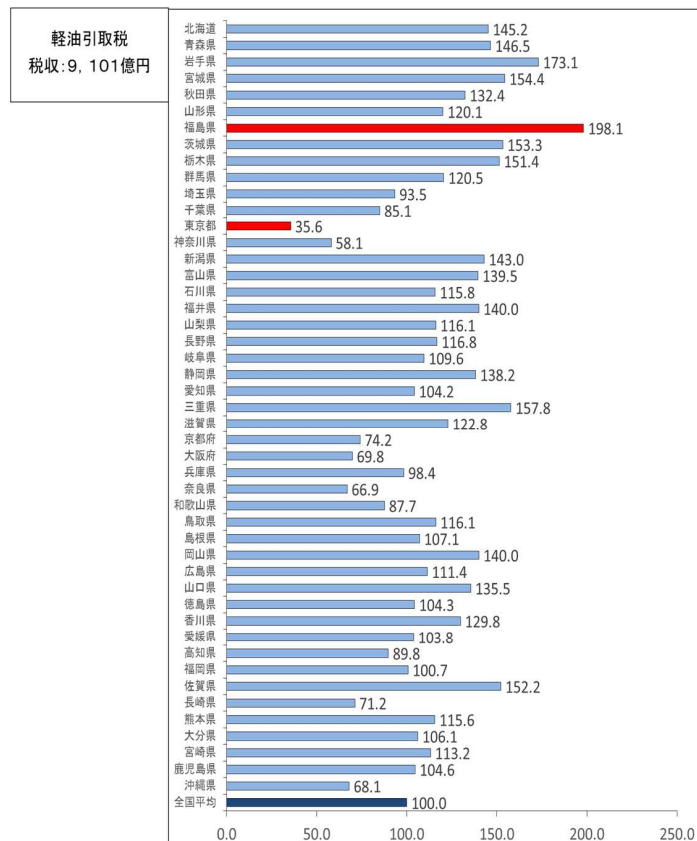
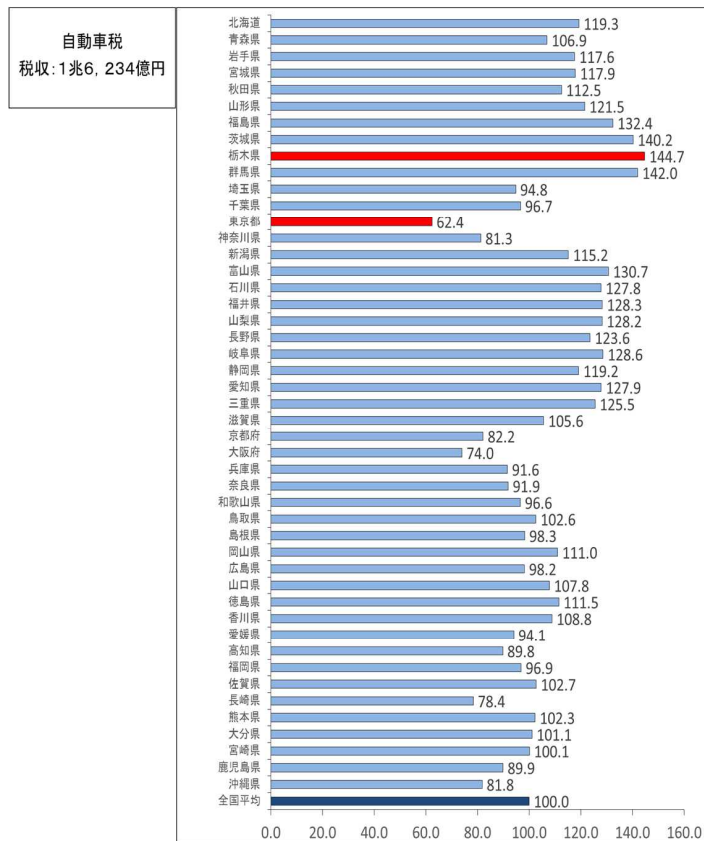
■ OECDによれば、日本及び諸外国の実効炭素価格(排出枠価格、炭素税、エネルギー税の合計)(全部門)は以下のとおり。日本の実効炭素価格は30EUR/tCO2である。



(注) 個別の減免措置を加味するため、各国の部門別の実効炭素価格(炭素税・エネルギー税の税率の合計及び排出量取引制度の排出枠価格)を、部門別のエネルギー起源CO2排出量で加重平均をとって算出。各国の炭素税・エネルギー税の税率及び部門別排出量はOECD「Taxing Energy Use 2019」の値(税率は2018年7月1日時点)、各国の排出量取引制度の価格及びカバー率はOECD「Effective Carbon Rates 2018」の値(排出枠価格は2015年時点)。排出量と課税額にそれぞれバイオマス起源排出への課税が含まれる。
 (出所) OECD (2019) 「Taxing Energy Use 2019」、OECD (2018) 「Effective Carbon Rates 2018」より環境省作成。

人口一人当たり税収額指数（令和2年度決算額）

○ 道府県税である自動車税及び軽油引取税について、都道府県別の人口一人当たりの税収額指数をみると、都市部と比較して地方部ほど一人当たりの税収額が大きくなっている。



注1 総務省「令和2年度都道府県財政指数表」より作成。
注2 人口については、調査対象年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口に基づいている。

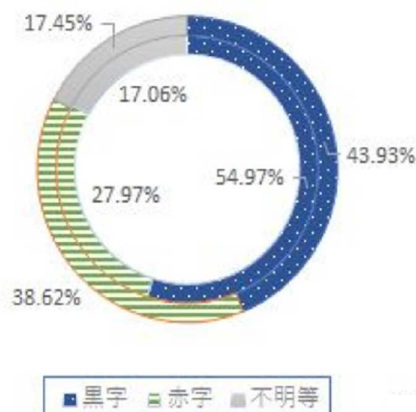
減資企業の増加

- 近年、資本金を減資する大企業が増加している。資本金を1億円以下とすることで法人税法上は中小企業とみなされ、法人税率の引き下げや法人事業税の外形標準課税の免除等の税制優遇措置の対象となる。
- 減資企業は、コロナ禍において特に売上が減少した飲食業・旅行業・その他サービス業等に多い。

【資料1】 資本金1億円以下に減資した企業 産業別 (社)

	2020年3月末時点		2021年3月末時点		前年比
	社数	構成比	社数	構成比	
農・林・漁・鉱業	6	0.84%	7	0.70%	16.67%
建設業	22	3.08%	36	3.61%	63.64%
製造業	146	20.42%	191	19.16%	30.82%
卸売業	80	11.19%	101	10.13%	26.25%
小売業	70	9.79%	70	7.02%	0.00%
金融・保険業	29	4.06%	45	4.51%	55.17%
不動産業	53	7.41%	68	6.82%	28.30%
運輸業	23	3.22%	25	2.51%	8.70%
情報通信業	126	17.62%	182	18.25%	44.44%
サービス業他	160	22.38%	272	27.28%	70.00%
合計	715	100%	997	100%	39.44%

【資料2】 資本金1億円以下に減資した企業の損益別 (内側が20年、外側が21年)



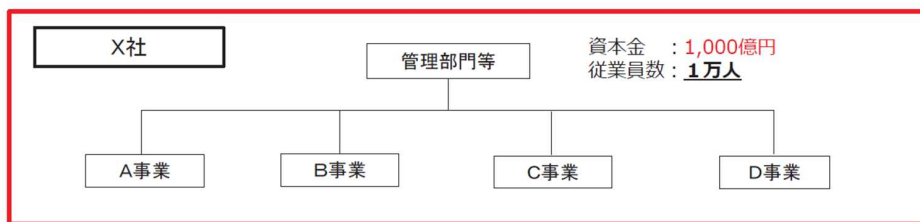
注 資料1及び資料2は、東京商工リサーチ『「減資企業」動向調査』（2021年6月9日）より引用。

持株会社化の事例（イメージ）

■持株会社と子法人（資本金1億円以下）に再編し従業員の多くを子法人に帰属させるケース

■ ……資本金1億円超の法人（外形対象法人）

<分社化前>



<分社化後>



注 一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和4年3月）より作成。

5

新たな国際課税ルールについて

新たな国際課税ルールについて

令和3年11月12日
税制調査会(第5回総会)資料を
一部修正 財務省作成

課題

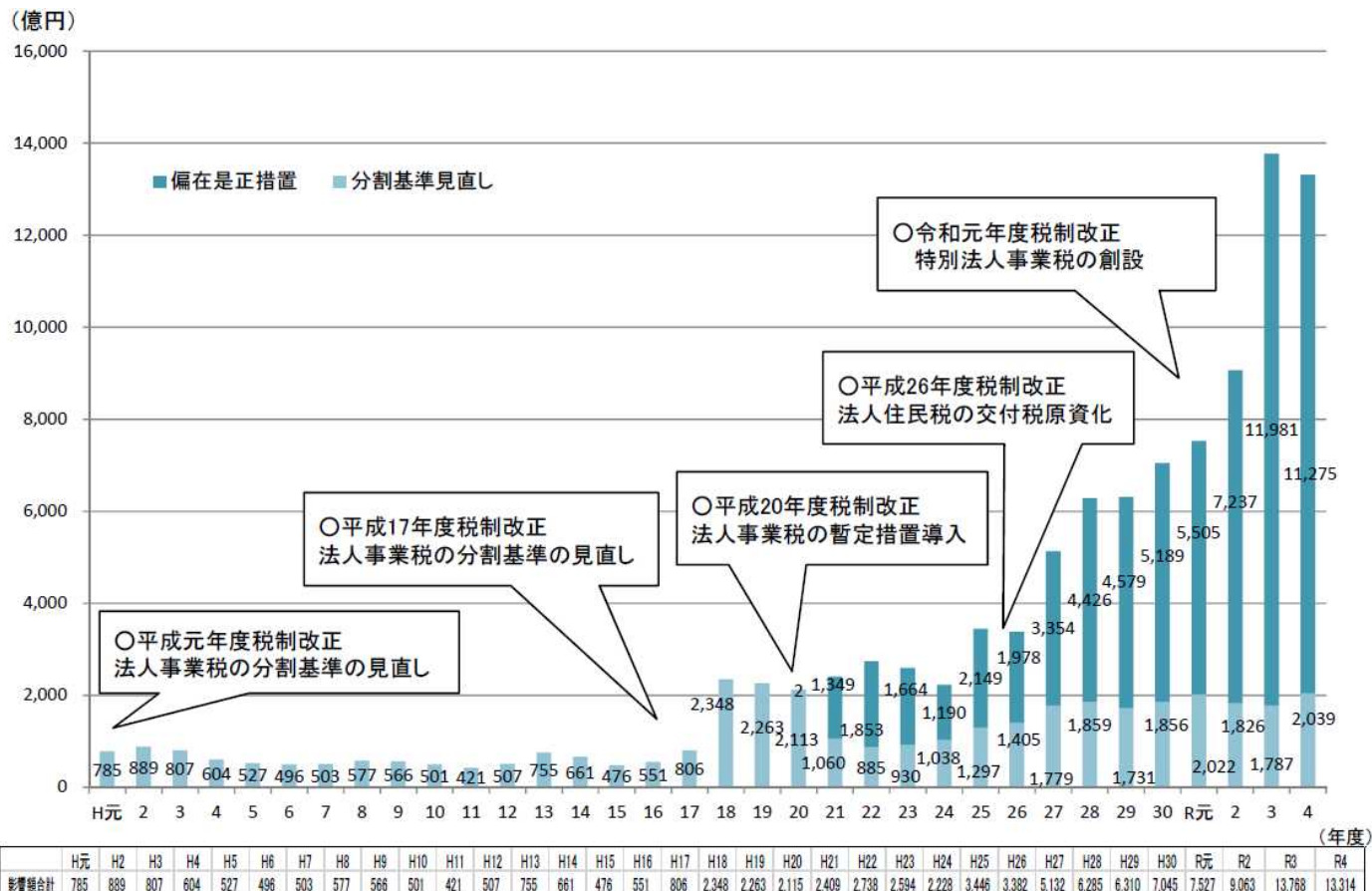
- **市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加**
 - 現在の国際課税原則では、国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得へ課税できるため、**市場国で課税が行えない問題**が顕在化。
- **低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き**
 - **法人税の継続的な引下げ**により各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において**企業間の公平な競争条件を阻害**。

- 2015年の「BEPS最終報告書」において、経済のデジタル化に伴う課税上の課題(法人課税)について、作業を進めることに合意。
※ BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)
- **OECD/G20の「BEPS包括的枠組み」**(現在は約140か国・地域が参加)において議論が進められ、**2021年10月8日、2つの柱による解決策に合意**。
- **第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)**: 2023年前半に多国間条約の署名、
2024年に多国間条約の発効が目標。
(※)議論の進捗を踏まえ、「2022年に多国間条約策定、2023年の実施」から再設定。
条約の批准に加え、各国国内法の改正も必要。
- **第2の柱(グローバル・ミニマム課税)** : 2022年に各国国内法改正、
2023年(一部は2024年)の実施が目標。

注 総務省「地方法人課税に関する検討会(第1回)」(令和4年8月2日)資料より抜粋。

6

地方法人課税の「偏在是正措置」等による東京都の影響額の推移



注1 東京都財務局「国の不合理な措置に対する東京都の主張—地方消費税の清算基準の見直しに向けた反論—」等より作成。
 注2 令和2年度までは決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は当初予算額による。
 注3 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

東京都税制調査会委員名簿

(令和4年10月7日現在)

特別委員

氏名	現職
○ 宇田川 聡 史	東京都議会議員
小 宮 あんり	東京都議会議員
おじま 紘 平	東京都議会議員
長 橋 桂 一	東京都議会議員
白 石 たみお	東京都議会議員
酒 井 大 史	東京都議会議員

委員

氏名	現職
◎ 池 上 岳 彦	立教大学経済学部教授
○ 諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
阿 部 雪 子	中央大学商学部教授
石 井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
金 井 利 之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
鴨 田 和 恵	東京税理士会副会長
工 藤 裕 子	中央大学法学部教授
小 林 航	千葉商科大学政策情報学部教授
佐 藤 主 光	一橋大学経済学研究科教授
関 口 智	立教大学経済学部教授
高 端 正 幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
土 居 丈 朗	慶應義塾大学経済学部教授
沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科教授
野 口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
松 原 有 里	明治大学商学部教授
宮 本 太 郎	中央大学法学部教授
青 木 克 徳	葛飾区長 (特別区長会)
石 阪 丈 一	町田市長 (東京都市長会)
杉 浦 裕 之	瑞穂町長 (東京都町村会)

◎会長 ○副会長

下記の事項について意見を求めます。

令和4年5月19日

東京都知事 小池百合子

記

1 意見を求める事項

社会経済を取り巻く状況が大きく変化する時代において、地方分権に資する地方税制や国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求める。

2 趣旨

我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が1,200兆円を超え、GDP比200%を上回るなど、危機的な状況にある。これに加え、急速な少子高齢化の進展は、社会保障給付費が増大するとともに、労働力人口の減少や国内市場の縮小が経済成長を阻害し、将来の財政に更に大きな影響を与えると懸念される。財政の健全性及び持続可能性を維持・回復するため、税制度の改革は急務である。

一方、気候変動への危機感、新型コロナウイルス感染症の脅威等を背景に、脱炭素やデジタル化の潮流が大きくなうねりとなっている。また、ウクライナ危機をはじめとする国際情勢は刻々と変化しており、エネルギーの安定供給等の様々な面で都民生活や都内経済に深刻な影響を及ぼしかねない。

このような状況を踏まえ、社会環境の劇的な変化にアジャイルに対応し、「サステナブル・リカバリー」を実現する観点から、地方税制、国・地方を通じた税制全体のあり方、その他これらに関連する諸制度について意見を求めるものである。

東京都税制調査会設置要綱

平成12年5月24日
12主税税第46号
知事決定

(設置目的)

第1 地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会として、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 調査会では、以下の事項について検討し、意見の交換を行う。

- (1) 地方税制度の改善に関すること。
- (2) 国と地方の税源配分に関すること。
- (3) その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

(委員及び特別委員)

第3 調査会は、委員19人程度、特別委員6人程度をもって構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから、特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 調査会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選により選任する。

- 2 会長は、調査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 調査会は、会長が招集する。

(小委員会)

第6 調査会に、委員により組織される小委員会を置く。

- 2 小委員会は、調査会の付託を受け、第2に定める所掌事項について検討を行うとともに、これに必要な調査研究を行う。
- 3 小委員会に属すべき委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会に小委員長を置く。
- 5 小委員長は、会長が指名する。
- 6 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

(分科会)

第7 小委員会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、小委員会の付託を受けて、その部門に属する事項を研究する。

- 3 分科会に属すべき委員は、小委員会に属する委員のうちから小委員長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。
- 5 分科会長は、委員の中から小委員長が指名する。
- 6 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

(専門委員)

- 第8 調査会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他の必要があるときは、会長は専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、会長が指名する。
 - 3 専門委員は、会長が認める場合には小委員会又は分科会に参加することができる。

(意見の聴取)

- 第9 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第10 調査会の庶務は、主税局において処理する。

(雑則)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（委員の任期の特例）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に第3の3に規定する任期が終了することとなる委員等の任期は、同項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。